附則第十八条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十一条の二第一項第二号イ中「について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「令和四年度分の固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加え、同項第三号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十五条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ中「固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十七条の四の二第一項第二号イ中「について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「令和四年度分の固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加え、同項第三号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十九条の八の二を削る。

附則第二十九条の九第三項中「次項」の下に「及び第七項」を加え、同条第五項中「百分の十」を「百分の三十五」に改め、同条に次の一項を加える。

7　第四項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び地方税法附則第二十九条の九第四項の規定による軽自動車税の環境性能割」とする。

附則第二十九条の十八第三項を削る。

附則第三十条第一項中「第八項」を「第四項」に改め、同条第二項中「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「令和三年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第七項中「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に、「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「同号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準」を「同号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「第四百四十六条第一項第三号イ(2)」を「同号イ(2)」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同項第二号ロ中「三千九百円」とあるのは「二千円」と、同号ハ(1)(i)中「六千九百円」とあるのは「三千五百円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「、当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第四項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同項第二号ロ中「三千九百円」とあるのは「三千円」と、同号ハ(1)(i)中「六千九百円」とあるのは「五千二百円」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第三十条の二第一項中「、第七項及び第八項」を削り、「第八項まで」を「第四項まで」に改め、「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第三項中「百分の十」を「百分の三十五」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び地方税法附則第三十条の二第二項の規定による軽自動車税の種別割」とする。

附則第三十二条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（事業所税の非課税）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三十二条の四　指定都市等は、国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会（以下この項において「博覧会」という。）の会場内において設置される公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者（博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び国際機関を除く。）が博覧会に関して行う事業で政令で定めるものの用に供する施設に係る事業所等（第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。）において行う事業に対しては、令和九年三月三十一日までに終了する事業年度分に限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第六項の規定を準用する。

2　前項の規定の適用がある場合における第七百一条の四十三第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「第七百一条の三十四」とあり、及び「同条」とあるのは、「第七百一条の三十四又は附則第三十二条の四第一項」とする。

3　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における事業所税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十三条第五項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年六月三十日」に、「令和四年分」を「令和五年分」に改め、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条の三第四項及び第八項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条の二第一項、第二項、第四項及び第五項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

附則第三十五条の三第一項中「租税特別措置法第三十七条の十三第一項」を「道府県民税の所得割の納税義務者（租税特別措置法第三十七条の十三第一項」に、「道府県民税の所得割の納税義務者」を「もの」に、「第三項」を「）又は租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する株式会社の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの（当該株式会社の発起人であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）に限る。第三項」に、「租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項各号」を「同法第三十七条の十三の三第一項各号」に改め、同条第十六項中「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の二第八項」に改め、同条第十八項中「によつて」を「により」に改め、同条第十九項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改める。

附則第四十一条第三項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十六項」に改める。

附則第五十条第五項中「又は第十項」を「又は第十四項」に、「第七十二条の四十九の十二第十項」を「第七十二条の四十九の十二第十四項」に改める。

附則第五十一条の二を削る。

附則第五十六条第十二項及び第十五項中「第二十二項」を「第二十一項」に改める。

附則第六十三条第一項中「及び次条」及び「次条において同じ。」を削り、同条第四項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。